

奈良県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、北郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年七月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 植木 義昭 大和郡山市城北町三十一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 植木 奉成 大和郡山市城北町一十一